

第3期 日野市高齢者福祉総合計画 策定方針

1 基本事項

【1】 名称

「第3期 日野市高齢者福祉総合計画」とする。

【2】 対象範囲

現計画と同様、以下の計画を統合した計画とする。

- (1) 介護保険事業計画
- (2) 老人福祉計画
- (3) 高齢者居住安定確保計画
- (4) その他事業（市単独事業）に関する計画

【3】 計画期間

平成30年度～平成32年度（3カ年）。ただし、2025（平成37）年、更には、2040（平成52）年を見据えた内容とする。

【4】 目標

地域包括ケアシステムの構築

- (1) 各サービスの需要量の推計
- (2) 各サービスの供給量の目標の設定
- (3) 各サービスの供給量の確保策の策定

【5】 策定の視点

- (1) 各政策分野を一体的に検討する。
- (2) 長期的な視点に立ち、持続可能性を考慮する。
- (3) 中・長期的な財政見通しについて、市単独事業も含めて推計する。
- (4) 各分野間の最適配分を検討する（施設⇄居宅、公的⇄民間）。
- (5) 各事業の方向性を設定する（新設、拡充、維持、縮小、廃止等）。
- (6) 介護保険制度のH30年4月の次期改正に対応した内容とする。

【主な改正内容】

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ② 医療・介護の連携の推進等
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- ④ 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

2 策定体制

以下の体制により、計画案を検討し、策定する。

【市長】

策定委員会より計画案の報告を受け、正式に計画として決定する。



計画案の報告

【策定委員会(=日野市介護保険運営協議会)】

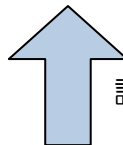
計画の内容について、検討・協議し、市長に報告する。

(1) 所掌事項

- ◇ 介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- ◇ 介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- ◇ その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

(2) 構成員

公募市民委員(被保険者3人)、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び介護保険サービス提供事業者の代表者、行政職員



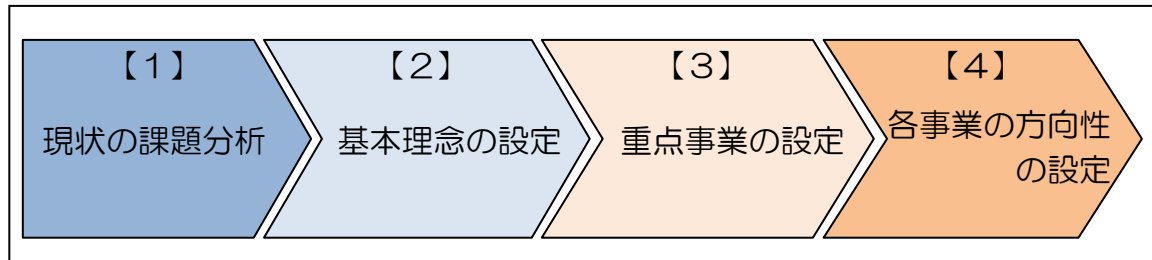
議題提案

【事務局】

- ◇ 事務局は高齢福祉課
- ◇ 策定委員会における議題の提案や資料の作成を行う

3 策定手順

【手順フロー図】



【1】 現状の課題分析

日野市における高齢者福祉の現状について、以下資料等により分析を行い、課題を把握する。

- ① 基礎調査（平成28年度実施）の結果
- ② 人口推計・財政見通し
- ③ 次期介護保険制度改正の方向性
- ④ その他、社会情勢の動向（東京都、他自治体の現状等）

【2】 基本理念の設定

現状の課題分析を踏まえ、『日野市の高齢者福祉施策の目指すべき姿』を設定する。設定に当たっては、日野市基本構想・基本計画等、関連計画との調和を図る。

【3】 重点事業の基本的な考え方

- ① 基本理念に照らし、地域包括ケアシステムを深化・推進
- ② 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進
- ③ 2025（平成37年）年度を見据えた計画の策定
- ④ 医療計画との整合性を確保

【4】 各事業の方向性の設定（⇒介護保険料額の算出）

- ① 各事業の大きな方向性の設定（新設、拡充、維持、縮小、廃止）
- ② 各事業の各年度の詳細計画（件数、内容、予算額）の設定
- ③ 計画期間における各年度の財政見通しとの調整
- ④ 保険料の算出